

## FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下「着工申込書」といいます。）を受付しております。

着工申込は、発電事業者さまによるご提出後、当社がその内容に不備がないことを確認した上で受領いたします。

失効期限日までに当社にて着工申込書を受領するための提出期限日について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 着工申込書の提出期限日

##### 認定失効日の1ヶ月前の日

※提出期限日が当社の営業日でない場合は、提出期限日の直後の営業日が提出期限となります。

※着工申込書を提出いただいた日が、提出期限を超えた場合、当社が受領させていただく保証はいたしかねますのでご注意ください。

#### 2 着工申込書の提出対象

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

- ・既に FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW 未満の太陽光発電設備の FIT 認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないまま FIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022年4月1日）から1年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁の HP 及びお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の可否および認定失効日をご判断いただきますようお願いいたします。

○資源エネルギー庁 HP 「なっとく！再生可能エネルギー」認定失効制度

URL: [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/FIP\\_index.html#fip\\_more](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more)

○資源エネルギー庁「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）」

URL: [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022\\_shikkou\\_kigen3.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022_shikkou_kigen3.pdf)

### 3 着工申込書の様式

下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なるため、ご注意ください。（異なる様式でご提出いただいた場合、受領いたしかねます。）

認定発電設備	様式
未稼働太陽光措置※の対象	着工申込書【未稼働案件用】
未稼働太陽光措置※の対象以外	着工申込書【認定失効制度用】

※資源エネルギー庁 HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」参照

### 4 着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所ごとに、PDF化して電子メールにて提出いただきますようお願いいたします。当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただきます。発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出方法については、買取事業者にお問い合わせください。

<PDF名称>

着工申込書のPDF名称は以下のとおり登録ください。

（例）【**低圧※1** ○○-T○○○○**※2**】

※1 発電出力に基づき、高圧もしくは低圧が記載下さい。

※2 受付番号を記載下さい。

<関西電力送配電と特定契約を締結している場合（高低圧共通）>

- ・大阪北エリア：[shikkou010@a4.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou010@a4.kansai-td.co.jp)
- ・大阪南エリア：[shikkou020@a4.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou020@a4.kansai-td.co.jp)
- ・京都エリア：[shikkou030@a5.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou030@a5.kansai-td.co.jp)
- ・神戸エリア：[shikkou040@b3.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou040@b3.kansai-td.co.jp)
- ・奈良エリア：[shikkou050@a5.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou050@a5.kansai-td.co.jp)
- ・滋賀エリア：[shikkou060@a5.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou060@a5.kansai-td.co.jp)
- ・和歌山エリア：[shikkou070@a5.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou070@a5.kansai-td.co.jp)
- ・姫路エリア：[shikkou080@b2.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou080@b2.kansai-td.co.jp)
- ・上記以外のエリア：[shikkou090@a2.kansai-td.co.jp](mailto:shikkou090@a2.kansai-td.co.jp)

※上記メールアドレスにつきましては、関西電力送配電株式会社と特定契約を締結されている「着工申込書」ご提出専用メールアドレスとなります。

本件と関わりのない帳票をお送りいただいても、受付いたしかねますので予めご了承下さい。

### 5 留意事項

- （1）本お知らせの当社への「提出」とは、電子メールにより当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこ

となりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。

また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。

- (2) ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、着工申込書【未稼働案件用】を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。
- (3) 着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後に電子メール等でお知らせします。
- (4) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上